

## 踏切事故発生を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

本年9月5日（木）、横浜市神奈川区の京急線神奈川新町駅付近において、踏切内に取り残されたトラックが、神奈川新町駅を通過した快速特急列車と衝突し、列車の乗客30名以上が負傷、トラック運転者が死亡する痛ましい事故が発生いたしました。

つきましては、同種事故の再発を防止するため、下記事項について確実に実施されるようお願いいたします。

### 記

運転者に対する点呼、指導・監督等において、以下のことを徹底すること。

1. 点呼時において、運転者に対し、通行が可能な経路を選択するなど事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を行うこと。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条関係）
2. 乗務員に対し、踏切内で運行不能となった場合は、非常押しボタンを押すなど速やかに列車に対し適切な防護措置をとるよう指導すること。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第16条関係）
3. 運転者に対する指導・監督において、運転者があらかじめ運行経路についての情報を把握し、通行が困難な経路を避けるなど適切な運行経路を選択するよう促すこと。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条関係）